

第2章

計画の基本的考え方



第2章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念・基本目標

1. 第8期における基本理念及び令和7（2025）年の地域の将来像

新宿区では、基本構想に掲げる令和7（2025）年にめざすまちの姿と整合が保たれた「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす」を高年齢者保健福祉施策の基本理念に掲げ、重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・生活支援・介護予防・医療・介護が連携し、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けて取組を進めてきました。この基本理念は、自己選択、個人の尊厳、互助・共助を含めた支え合いを土台としたまちづくりへの強い思いが込められています。

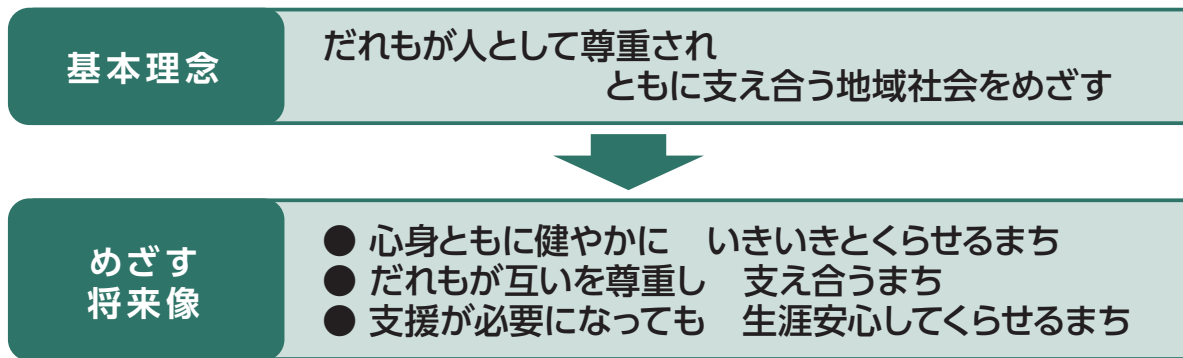
第8期計画では、これまでの理念や取組を発展的に受け継ぎながら、団塊の世代すべてが75歳以上に達する令和7（2025）年に向けて、さらにはその先の令和22（2040）年を見据えて、「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会」の実現を目指し、総合的に施策を推進していきます。

また、この基本理念とともに、3つの「めざす将来像」を定めています。

1点目の「心身ともに健やかに いきいきとくらすまち」は、高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防を進めるとともに、社会参加と生きがいづくりへの支援を進めていくことを示すものです。

2点目の「だれもが互いを尊重し 支え合うまち」は、今後、高齢者人口や一人暮らし高齢者が増加することが見込まれている現状を踏まえ、地域コミュニティにおける支え合いのしくみづくりをさらに充実していくことを示しています。

3点目の「支援が必要になっても 生涯安心してくらすまち」は、要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で人生の最期まで暮らせるまちづくりを目指すものです。区のどこにいても、支えが必要なときには、誰もが適切なサービスを受けられ、いきいきと暮らすことができる地域づくりを目指して、本計画を進めていきます。



2. 基本目標

第8期計画における基本目標は以下の5つになります。

基本目標1「健康づくり・介護予防をすすめます」、2「社会参加といきがづくりを支援します」、3「支え合いの地域づくりをすすめます」は、第7期計画から引き続き基本目標に位置付け、取組を推進していきます。

第7期計画における基本目標4「最期まで地域の中で自分らしくくらせるよう、在宅療養支援体制を推進します」は「最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します」とし、在宅療養支援体制に加えて、認知症施策や介護保険の基盤整備等も総合的に推進し、相談・支援体制の充実を図ります。

また、基本目標5「安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます」を新たに設け、高齢期になっても誰もが安心して生活し続けることができるよう、高齢者の権利擁護や安全で暮らしやすいまちづくりの取組を進めます。

基本目標 1	健康づくり・介護予防をすすめます	【継続】
<p>高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防が必要です。正しい知識の普及啓発や実践に向けた支援を行うとともに、住民主体の活動による健康づくりや介護予防・フレイル予防を推進していきます。また、健康な高齢期を迎えることができるよう、働き盛りの世代から、健康づくりを推進していきます。</p>		
基本目標 2	社会参加といきがづくりを支援します	【継続】
<p>高齢期の生活の質（QOL）を高めるためには、社会との関わりを持ちながらこれまで得た知識や経験を活用し、生涯を通して新たなことにチャレンジしていくことが大切です。多様化した高齢者のライフスタイルやニーズに対応した社会参加や、社会貢献、就労などの活動支援を展開します。</p>		
基本目標 3	支え合いの地域づくりをすすめます	【継続】
<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、公的なサービスが充実していることに加え、地域での見守りや支え合いの活動が不可欠です。そのために、高齢者自身も「地域の担い手」として活躍するしくみづくりを進め、地域の多様な社会資源（NPO、民間企業、社会福祉施設など）との有機的な連携により、互いに支え合う地域社会の実現を目指します。</p>		
基本目標 4	最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します	【継続／一部変更】
<p>支援や介護が必要になっても、生涯住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らしていけることが大切です。そのため、一人ひとりのニーズに応じた医療と介護の連携による切れ目のないサービスや、区独自の支援サービスを提供します。また、高齢者のニーズに応じた住まいの確保を支援し、区の実情にあった地域包括ケアシステムの実現を目指します。</p>		
基本目標 5	安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます【新規】	
<p>高齢者がいつまでも地域で生活し続けるためには、安全・安心な暮らしを支える様々な取組が必要です。高齢者の権利をまもる成年後見制度が適切に活用されるよう周知を図るとともに、虐待の早期発見・相談や消費者被害の防止等、高齢者の暮らしをまもる取組を推進します。また、住まいへの支援やユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり、災害時における高齢者への支援の充実などを進めていきます。</p>		

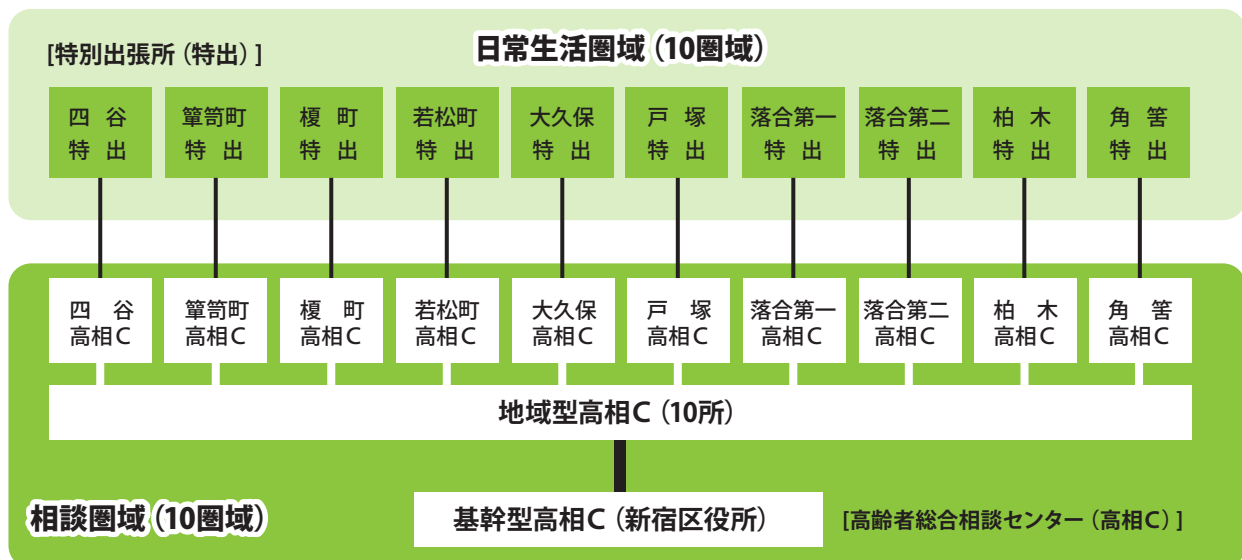
第2節 新宿区における地域包括ケアシステムについて

1. 日常生活圏域と高齢者総合相談センターの設置

「日常生活圏域」とは、地域包括ケアシステムの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位で、国では概ね30分以内にサービスが提供される範囲としています。

新宿区では、高齢者人口や、民生委員・児童委員、町会・自治会、地区協議会などの地域における活動の単位を考慮して、特別出張所所管10区域を「日常生活圏域」（四谷、箆笥町、榎町、若松町、大久保、戸塚、落合第一、落合第二、柏木、角筈）と位置付けています。また、この区域を「相談圏域」として捉え、身近なところで相談やサービスが受けられるよう、高齢者総合相談センターを配置しています。令和2年度には、高齢者の一層の増加を見据えて柏木高齢者総合相談センターを新たに開設し、高齢者が身近な地域で気軽に相談できるよう体制を強化しました。

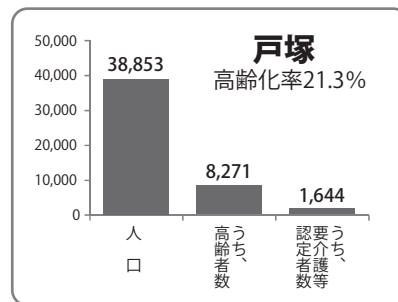
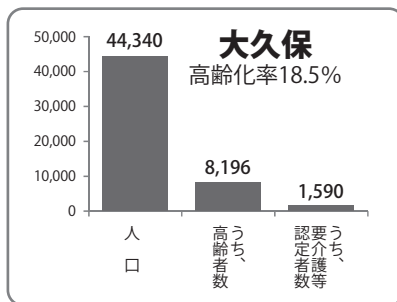
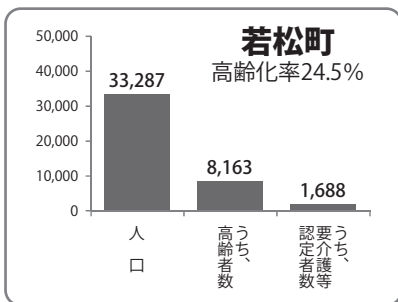
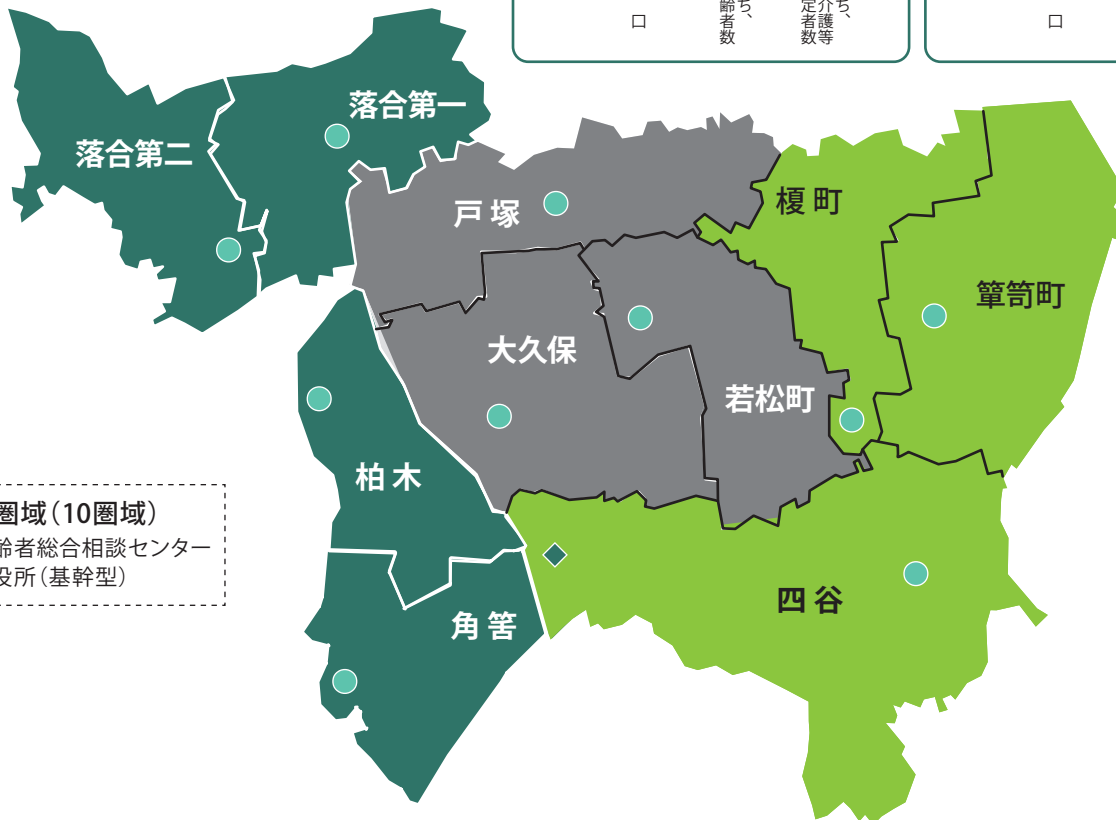
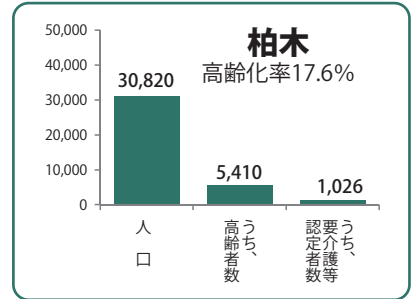
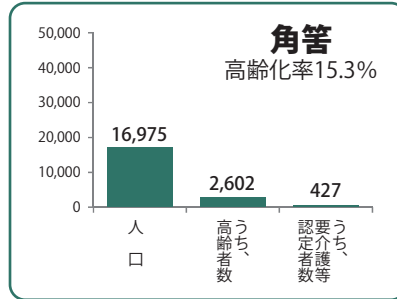
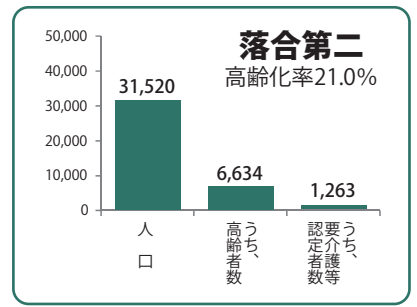
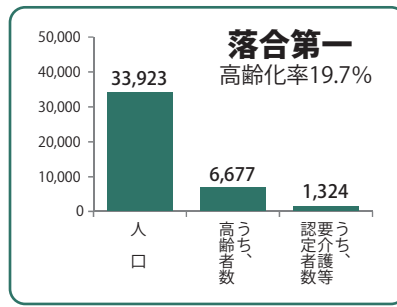
また、新宿区役所に基幹型高齢者総合相談センターを設置し、地域型高齢者総合相談センターへの後方支援や総合調整等を行っています。さらに、区内を東・中央・西の3つの圏域に分け、相談支援を行っています。



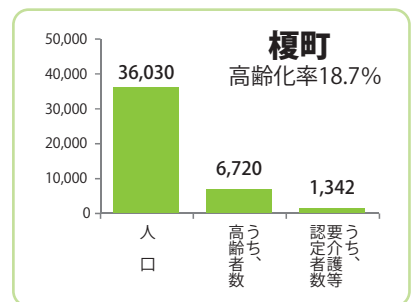
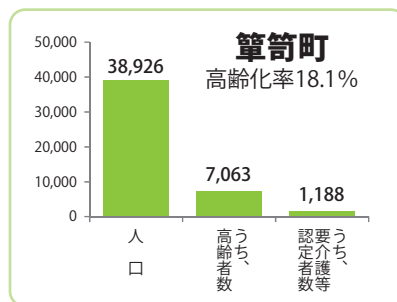
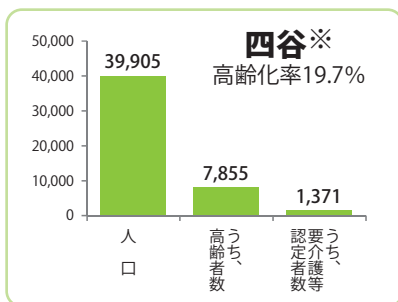
日常生活圏域別の高齢者人口 及び高齢化率

(令和2年10月1日現在の実績)

西圏域



中央圏域



東圏域

※区役所エリアを含む

2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から見受けられる地域の状況

新宿区では、高齢者の保健と福祉に関する調査の一環として、令和元（2019）年度に、介護保険の要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の区民3,000人を対象に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を初めて実施しました。

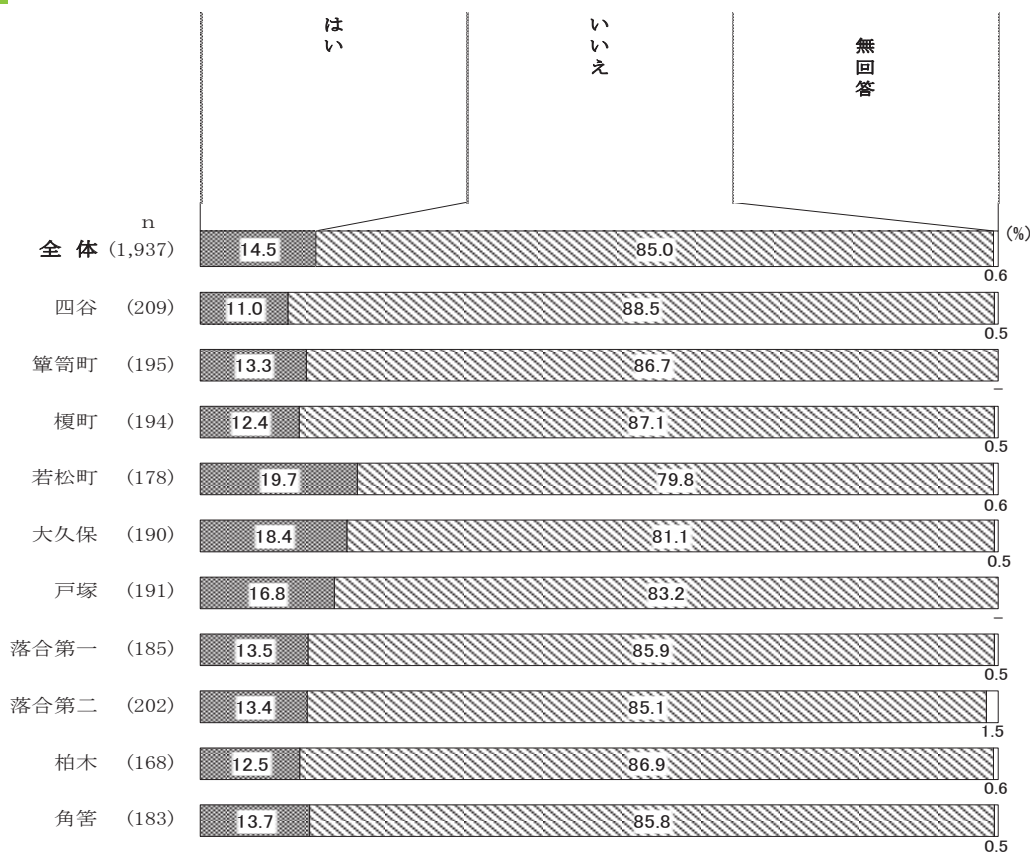
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護状態になる前の高齢者について、「要介護状態になるリスクの発生状況」、「各種リスクに影響を与える日常生活の状況」を把握し、地域の課題を特定することを目的に、国が提示する設問により構成されたものです。

調査結果のうち、第3章に記載している第8期計画の重点施策に関わる設問の結果については以下のとおりです。なお、国が提示する必須項目で、地域包括ケア「見える化」システム¹を活用し、他自治体との比較が可能な設問について、「周辺8区平均」を参考として掲載しています。

①外出を控えているかについて

外出を控えているかたずねたところ、「はい」が14.5%、「いいえ」は85%となっています。圏域別では、「はい」が若松町19.7%、大久保で18.4%、戸塚で16.8%と高くなっています。

図表27 外出を控えているか



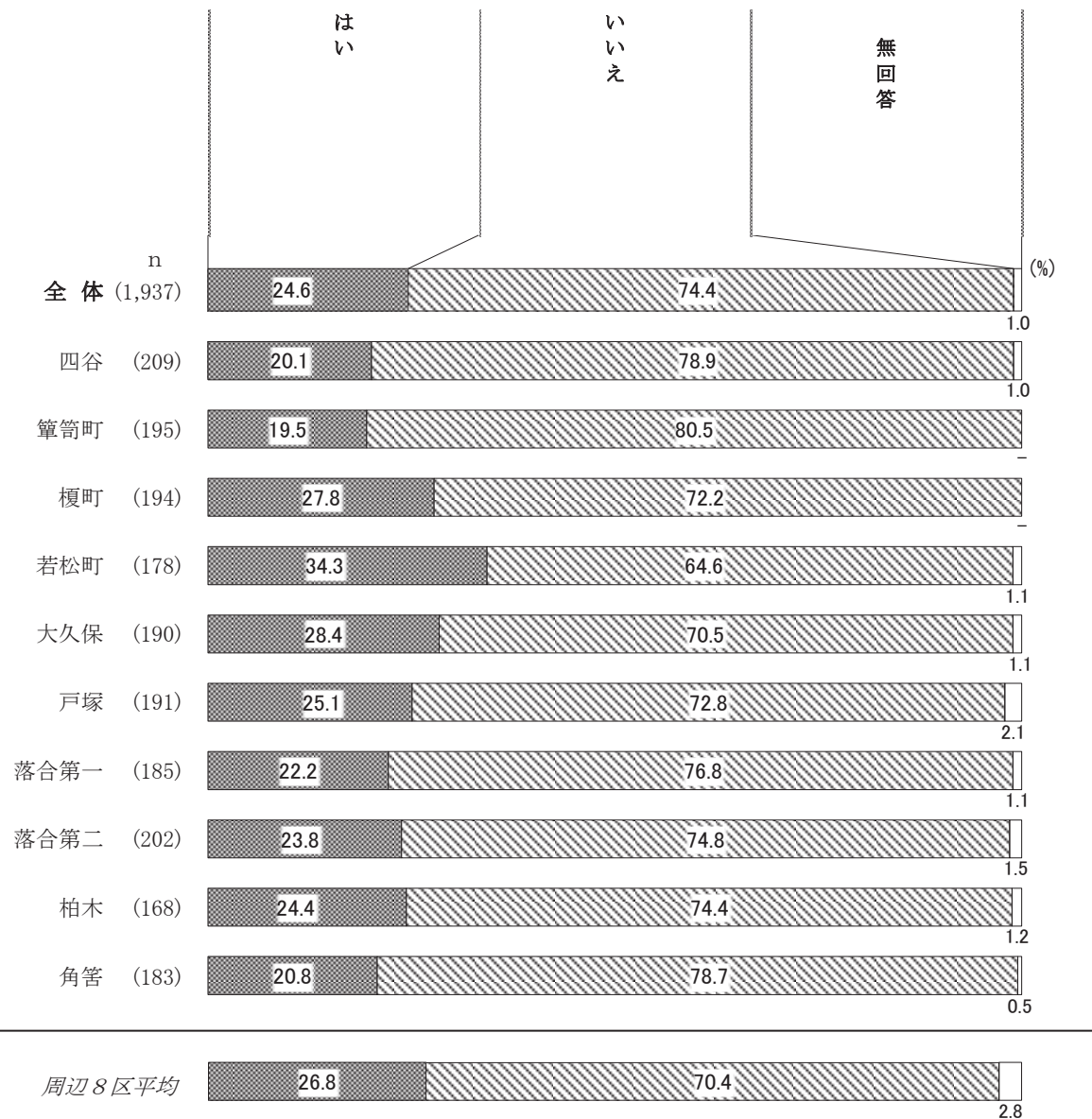
¹ 地域包括ケア「見える化」システム：都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために国が提供する情報システムです。

②半年前と比較して固いものが食べにくくなったかについて

半年前と比較して固いものが食べにくくなったかたずねたところ、「はい」が24.6%、「いいえ」は74.4%となっています。

圏域別では、「はい」が若松町で34.3%と高くなっています。

図表28 半年前と比較して固いものが食べにくくなったか

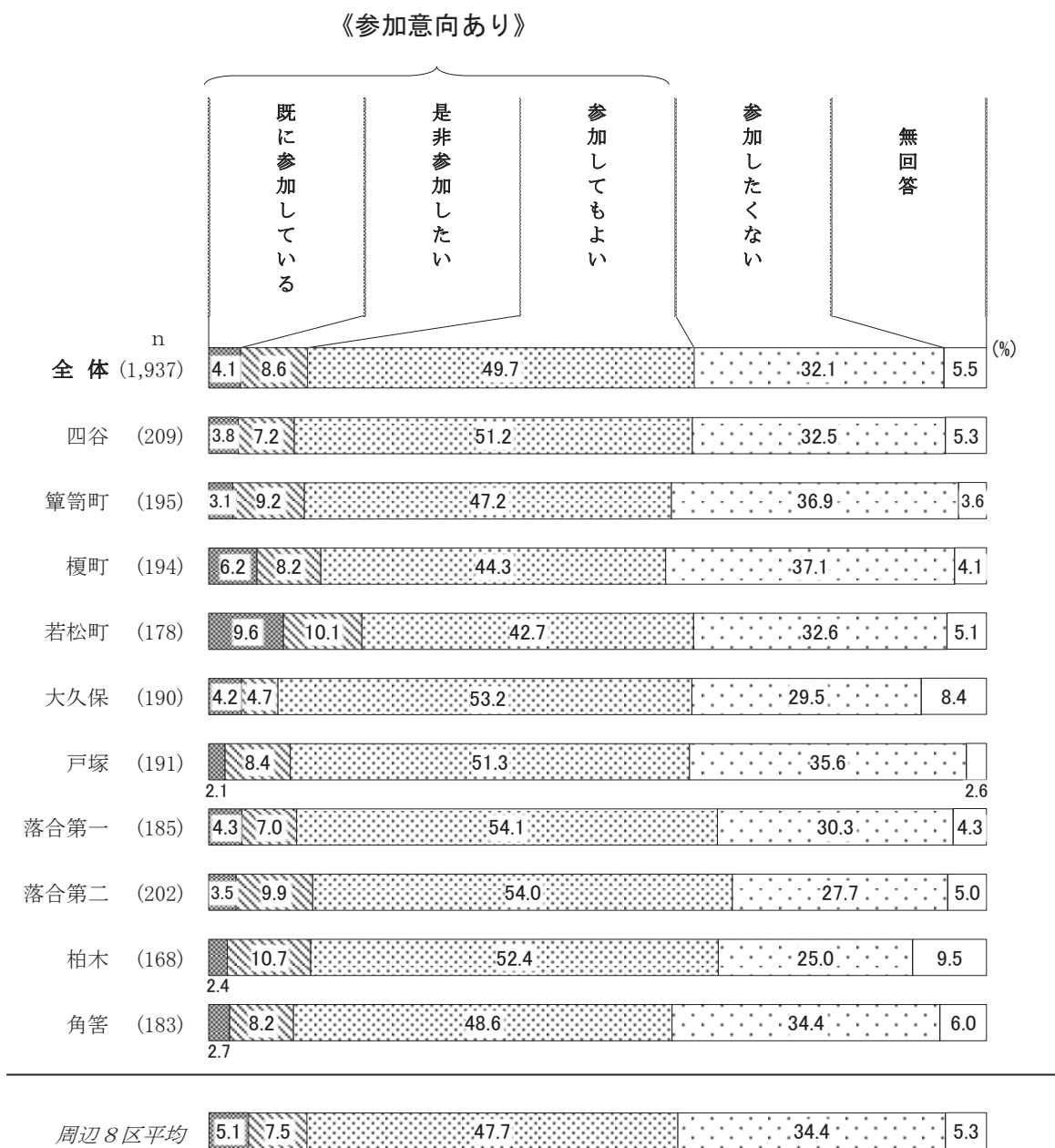


③地域づくり推進活動への参加者としての参加希望について

地域づくり推進活動への参加者としての参加希望をたずねたところ、「既に参加している」が4.1%、「是非参加したい」が8.6%、「参加してもよい」が49.7%で、それらを合わせた《参加意向あり》は62.4%となっています。

圏域別では、《参加意向あり》が落合第二で67.4%と高くなっています。

図表29 地域づくり推進活動への参加者としての参加希望

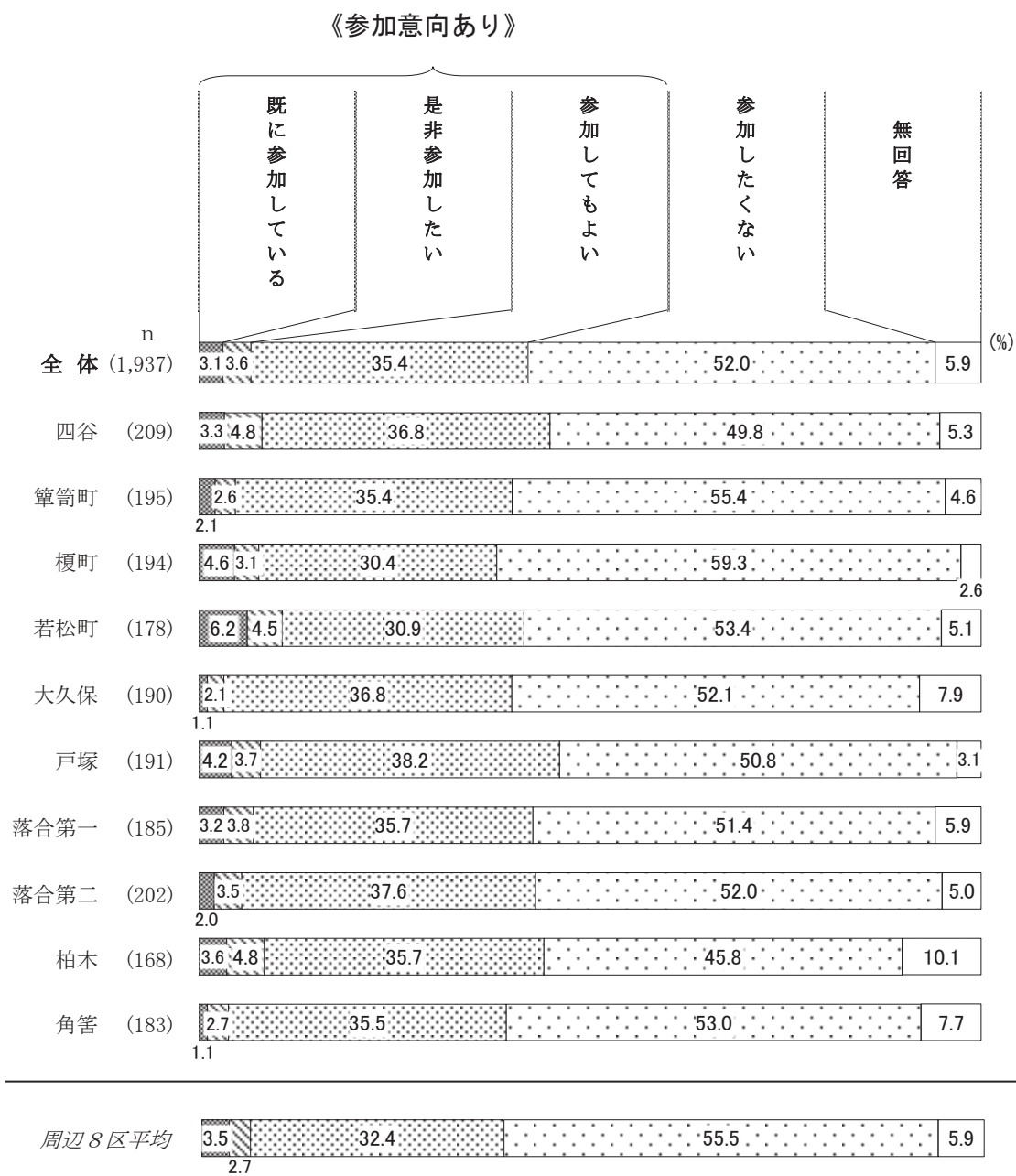


④地域づくり推進活動への企画・運営としての参加希望について

地域づくり推進活動への企画・運営としての参加希望をたずねたところ、「既に参加している」が3.1%、「是非参加したい」が3.6%、「参加してもよい」が35.4%で、それらを合わせた《参加意向あり》は42.1%となっています。

圏域別では、《参加意向あり》が戸塚で高くなっています。

図表30 地域づくり推進活動への企画・運営としての参加希望

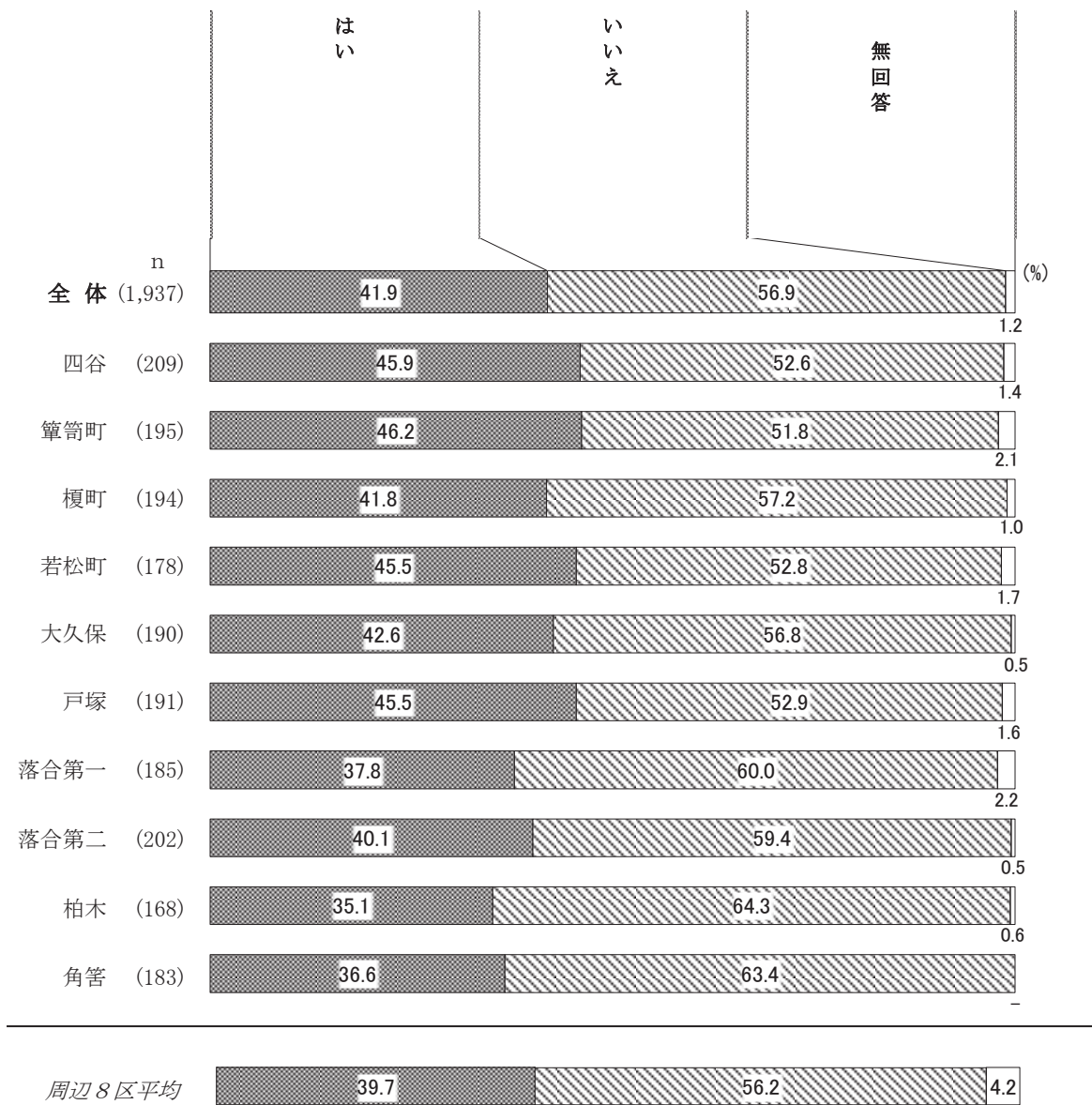


⑤物忘れが多いと感じるかについて

物忘れが多いと感じるかたずねたところ、「はい」が41.9%、「いいえ」は56.9%となっています。

圏域別では、「はい」が簞笥町、四谷、若松町、戸塚で4割台半ばを超えています。

図表31 物忘れが多いと感じるか



3. 地域支援事業の現状

地域支援事業は、平成 18 年度に介護保険制度内で新設された事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されています。

地域支援事業については、平成 27 年 4 月の介護保険法の改正で、大幅な見直しがありました。それにより、新宿区では総合事業を平成 28 年 4 月から開始しています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業は、各区市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものです。

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。

事業名	取組内容
介護予防・生活支援サービス事業	<p>要介護状態となることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援する事業で、対象者は、要支援 1・2 の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された 65 歳以上の方（事業対象者）です。</p> <p>サービスの種類は訪問型サービスと通所型サービスがあります。なお、住民等の多様な主体の参画という観点から、区の研修を修了した生活援助員等が利用者宅を訪問して生活援助（掃除、洗濯、調理、生活必需品の買い物等の支援）を行う生活援助サービスなども行っています。</p>
一般介護予防事業	<p>介護予防や日常生活の自立に向けた取組や、地域の介護予防活動等に対して支援を行う事業です。対象者は、65 歳以上の方や、65 歳以上の方の支援のための活動に関わる方です。</p> <p>介護予防普及啓発事業として、事前申し込みが必要で有料の介護予防教室と、事前申し込みが不要で無料の介護予防教室などを行っているほか、地域介護予防活動支援事業として、介護予防のための体力測定事業や、新宿いきいき体操やしんじゅく 100 トレの普及啓発などを行っています。</p>

総合事業については、第 3 章第 2 節「重点的に進めていく 3 施策」のうち、「重点施策 I 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸」の中で詳しく記載しています（p.54 ～）。

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、以下の4つの事業で構成されています。

事業名	取組内容
高齢者総合相談センター事業 (地域ケア会議含む)	区内11か所に設置している高齢者総合相談センターの相談機能をさらに充実させるとともに、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとなる「地域ケア会議」を開催しています。
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護サービス資源の把握や情報の共有、在宅医療・介護連携に関する相談受付、在宅医療・介護関係者の研修などを行っています。
認知症総合支援事業	認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期診断や認知症高齢者への支援体制の充実のため、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを設置しています。今後は、チームオレンジ(p.91参照)を実施していきます。
生活支援体制整備事業	高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、区が「生活支援コーディネーター」及び「新宿区生活支援体制整備協議会」を設置し、新宿区社会福祉協議会や関係機関と連携しながら、地域におけるコミュニティの活性化や住民等が主体となった多様な生活支援の充実など、支え合いの地域づくりを促進する取組を進めています。

(3) 任意事業

任意事業は、以下の3つの事業で構成されています。

事業名	取組内容
介護給付等費用適正化事業	介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進の観点から、認定調査票や介護報酬請求内容の点検、ケアプラン点検、適正な介護サービス利用のパンフレットの配布などを行い、給付費の適正化を図っています。
家族介護支援事業	位置情報専用端末機の利用料等を助成する徘徊高齢者探索サービスなどを行っています。
その他の事業	成年後見審判請求事務等として、親族による申立てが期待できない状況にある高齢者についての区長による家庭裁判所への審判請求や、費用を負担することが困難な方に対する後見人等への報酬助成を行っています。また、高齢者の住宅改修の際の理由書作成業務の支援などを行っています。

(4) 財源構成

第4章第5節「第1号被保険者の保険料」のうち、「2. 第8期の介護保険料基準額」(p.202)参照。

4. 今後の方向性

(1) 施策の方向性

第7期計画では「『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」「健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸」「認知症高齢者への支援体制の充実」の3つを重点施策として進めてきました。

第8期計画では第7期計画の3つの重点的取組を継続し、さらなる充実を目指します。

高齢者の特性を前提に、後期高齢者の自立した生活の実現を目指し、健康寿命の延伸を図るには、生活習慣病等の重症化の予防と生活機能の低下を防止する取組の双方を一体的に実施する必要性が高まっています。このため、「健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸」を引き続き重点施策とします。

次に、第7期計画では「『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」を重点施策としましたが、地域共生社会の視点から考えたとき、高齢者は支えられる側だけでなく、自らも支える側になり得ることから、誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成に向けて「地域で支え合うしくみづくりの推進」に改め、重点施策として取組を進めます。

さらに、高齢化に伴う認知症の人の増加への取組は全国的に課題となっており、令和元（2019）年6月に国の認知症施策推進大綱がとりまとめられました。認知症はだれもがなりうるものであり、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指していくことが求められています。このことから、「認知症高齢者への支援体制の充実」を引き続き重点施策とします。

第8期計画では、以上の3施策を重点施策として位置付け、基本理念「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす」に基づき、より多くの区民を対象とする「地域づくりの計画」として、取組を進めていきます。

【第7期と第8期の重点的取組】

第7期計画（平成30～令和2年度）	第8期計画（令和3～5年度）
「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり	健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸
健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸	地域で支え合うしくみづくりの推進
認知症高齢者への支援体制の充実	認知症高齢者への支援体制の充実

(2) 「新たな日常」への対応

新型コロナウイルス感染症の流行は、介護サービスや地域活動に大きな影響を及ぼし、高齢者の身体、心理、社会的状況に様々な変化が生じています。この影響は長期にわたって、人々の生活様式に変化をもたらし、介護サービスの提供方法などについても「新たな日常」への対応が求められるようになって考えられます。

本計画においては、このような状況を踏まえて、柔軟に対応しながら地域包括ケアシステムを持続していきます。

具体的には、介護サービス事業者等とともに、感染防止対策と着実な事業運営を両立させる方法を研究するとともに、会議やイベント等、多くの人々が参加する事業については、いわゆる3密（密閉・密集・密接）を避ける会場運営を行い、マスク着用や、消毒、換気による徹底した衛生管理を講じます。また、関係機関の研修会や交流会にWEB会議を取り入れることや、オンライン参加も可能な区民向け講座の開催など、ICTを活用して参加者が会場に集まらずに実施する手法についても検討していきます。

併せて、住民主体で活動する団体に、感染を防止しながら活動するために必要な情報提供等を行うとともに、オンラインを活用した交流の体験会を実施するなど、地域における活動や交流が継続できるよう支援していきます。

